



## 障がい福祉 サービスをご紹介

障がいのある方や難病の方を対象に、日常の介護支援、自立した生活の援助、就労を目指す方の支援など、下記の多様なサービスがあります。申請・支給決定後に、各事業所と契約してサービスの利用が可能です。

主なサービス	内 容
 <p>在宅生活を 支えるサービス</p>	<p>●<b>居宅介護（家事援助・身体介護など）</b> ホームヘルパーが訪問し、入浴・排せつ・食事などの介護や、調理・洗濯・掃除などの家事、日常生活上の相談支援などを行います。</p> <p>●<b>短期入所</b> 介護者が病気などの場合、夜間も含め短期間、施設で入浴・排せつ・食事などの介護を行います。</p>
 <p>日中の活動などを 支えるサービス</p>	<p>●<b>生活介護</b> 常に介護が必要な方に対して、施設などに通所することにより、入浴・排せつ・食事などの介護や、創作的活動・生産活動の機会の提供、身体機能や生活能力の向上のために必要な援助を行います。</p> <p>●<b>就労継続支援（A型・B型）</b> 就労経験や機会を必要とする方に対して、生産活動などの機会提供、知識や能力向上のために必要な訓練などを行います。（作業工賃の支払あり）</p>
 <p>住まいを 支えるサービス</p>	<p>●<b>共同生活援助（グループホーム）</b> ※入居定員は、原則 10 人以下です。 グループホームに入居する方に対して、相談支援、入浴・排せつ又は食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。</p> <p>●<b>施設入所支援</b> 施設に入所する方に対して、入浴・排せつ・食事などの介護、日常生活上の相談支援などを行います。</p>

【対 象】①身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳をお持ちの方②医療機関などで精神障がい、発達障がいの診断を受けられた方③難病(366 疾病)に罹患された方

【問い合わせ】 町福祉課福祉・子育てグループ  
☎ 73-2222 (5番窓口)

※専門の相談員による「よろず相談会」も実施中です。詳細は折込チラシをご覧ください。



## 除雪 サービスの申請、受け付けます 【締切 10/31(月)】

下記の【条件 1】の項目全ておよび【条件 2】の世帯であれば、除雪費用の一部助成を受けることができます。

- サービス内容（実施期間：12月～3月末）** 自宅周辺で自らが行えない範囲の除雪や排雪、屋根の雪下ろしの費用を助成。（入院・入所などにより、誰も居住していない家屋は対象外です）
- 助成額** 除雪などに係る費用の7割（生活保護世帯は9割）相当を助成します。（限度額あり）

### 【条件 1】 次の全てに該当する世帯

- ①令和4年度の町民税が非課税②町税などの滞納がない③同一町内会・自治会に65歳未満の子などがない④町内会・自治会単位（団地含む）などで共同負担で除雪を行っていない

### 【条件 2】 上記の条件を満たし、下記のいずれかに該当する世帯

- 高齢者の場合（高齢者除雪サービス事業）** 担 当：町福祉課高齢者・介護・医療グループ ☎ 73-7507  
①世帯全員が70歳以上②世帯全員が要支援または要介護認定を受けている③「70歳以上」または「要支援・要介護の認定者」の方と「上肢、下肢、体幹機能、運動機能または精神に障がい（1・2級）のある方」のみ
- 障がい者の場合（障がい者除雪サービス事業）** 担 当：町福祉課福祉・子育てグループ ☎ 73-2222  
①50歳以上で、上肢、下肢、体幹機能、運動機能または精神に障がい（1・2級）のある方のみ  
②生活保護を受給し、上肢、下肢、体幹機能、運動機能に障がい（1・2級）のある一人暮らし

◆10月の納税…10月は町道民税第3期、国民健康保険税第4期、後期高齢者医療保険料第4期、介護保険料第4期の納税期です。納期限は10月31日(月)です。  
 【問い合わせ】課税内容…町税務課課税グループ ☎7505  
 納税…町税務課収納グループ ☎7506

## 通販で買ったズボンが偽物、販売店が対応してくれない

### 【北海道立消費生活センター事例より】 (50代男性)

SNS 広告にアウトドアブランドのズボンが1本 8,000 円、2本目は無料と出ていたので、1カ月前に注文した。代引配達で商品が届いたが、2本とも偽物だった。メールで販売店に苦情を伝えたが、対応してもらえない。

#### 【注意事項】

- インターネット等を利用して商品を購入するネット通信販売は、特定商取引法で広告規制があり、事業者の名称、所在地、連絡の取れる電話番号などを表示するよう求められています。
- 最近の偽サイトは、有名ブランドのロゴを盗用しているなど、一見しただけでは偽サイトと気付くことは困難です。注文する前にサイトの運営業者の情報などをよく確認しましょう。

こんにちは！  
消費生活相談室です



### 南空知消費生活相談室

毎週 月・木曜日	13:00 ～16:00	勤労者 福祉センター
毎月 第2・4水曜日	13:00 ～15:00	☎ 72-3581

## オレンジカフェ 開設 今月のテーマは「元気の出る体操」です



簡単な運動を毎日続けることで、「体力が向上して活動的になる」、「生活習慣病や認知症の予防効果が期待できる」などの多くのメリットがあります。今回は、椅子に座りながら無理なく自宅で続けることができる体操を紹介します。毎日の生活に運動を取り入れて、健康な生活を送りましょう。

オレンジカフェでは、心配事や話を聞いて欲しいなどの相談を随時お受けしていますので、気軽にお越しください。

【日 時】 10月19日(水) 13:30～14:30 【場 所】 カルチャープラザ「Eki」

【問い合わせ】 ガーデンハウスくりやま(朝日4) ☎ 72-2600 ※事前申込制です。

※新型コロナウイルスの感染状況により中止となる場合があります。

令和4年度

### 後期技能検定試験

【募集科】 配管、鉄筋施工、建築大工など

詳しくはホームページをご覧ください

#### 【問い合わせ】

スキルアップセンター空知  
☎ 0125-24-1880



## 夜間窓口

10/13  
(木)

10/27  
(木)

マイナンバーカード

カードの交付  
電子証明書の更新  
暗証番号の再設定

【受付時間】 17:15～19:00  
町住民保健課住民グループ ☎ 73-7509